

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第35号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和31年岩手県規則第84号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
<p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定)</p> <p>第14条の5 法第21条の5の15第1項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）及び法第24条の9第1項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）に規定する申請は、別に定める様式による<u>指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定申請書（新規・更新）</u>により行わなければならない。</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第14条の6 法第21条の5の19及び第24条の13の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書又は廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。</p> <p>（業務管理体制の整備又は区分の変更の届出）</p> <p>第14条の7 法第21条の5の25第2項及び第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）並びに第24条の38第2項及び第4項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制整備（区分変更）届出書により行わなければならない。</p> <p>（業務管理体制の届出事項の変更の届出）</p> <p>第14条の8 法第21条の5の25第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制変更届出書により行わなければならない。</p>	<p>(指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定)</p> <p>第14条の5 法第21条の5の15第1項（法第21条の5の16第4項において準用する場合を含む。）及び第24条の9第1項（法第24条の10第4項において準用する場合を含む。）に規定する申請又は法第21条の5の20第1項及び第24条の13第1項に規定する変更の申請は、別に定める様式による<u>指定障害児通所支援事業者（指定障害児入所施設）指定申請書（新規・更新・変更）</u>により行わなければならない。</p> <p>（変更等の届出）</p> <p>第14条の6 法第21条の5の20第3項及び第4項並びに第24条の13第3項の規定による届出は、別に定める様式による変更届出書又は廃止・休止・再開届出書により行わなければならない。</p> <p>（業務管理体制の整備又は区分の変更の届出）</p> <p>第14条の7 法第21条の5の26第2項及び第4項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）並びに第24条の38第2項及び第4項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制整備（区分変更）届出書により行わなければならない。</p> <p>（業務管理体制の届出事項の変更の届出）</p> <p>第14条の8 法第21条の5の26第3項（法第24条の19の2において準用する場合を含む。）及び第24条の38第3項の規定による届出は、別に定める様式による業務管理体制変更届出書により行わなければならない。</p>		
<p>別表第1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額</p> <table border="1" data-bbox="145 1765 769 1816"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 [略]</p> <p>2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>14</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（</p>	[略]	<p>別表第1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収額</p> <table border="1" data-bbox="831 1765 1455 1816"><tr><td>[略]</td></tr></table> <p>備考1 [略]</p> <p>2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>14</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（</p>	[略]
[略]			
[略]			

昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) [略]

3～9 [略]

別表第2(第23条関係)

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>19</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) [略]

昭和22年法律第175号)の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) [略]

3～9 [略]

別表第2(第23条関係)

徴収額

[略]

備考1 [略]

2 この表のD<sub>1</sub>からD<sub>19</sub>までの階層における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の規定並びに平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は、適用しないものとする。

(1) [略]

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第25項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに第41条の19の4第1項及び第3項

(3) [略]

3～6 [略]

3～6 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。